

【翻訳】

コントラストィング・コミュニティーズ (その3)

マーガレット・スパフオド

(訳：高橋基泰)

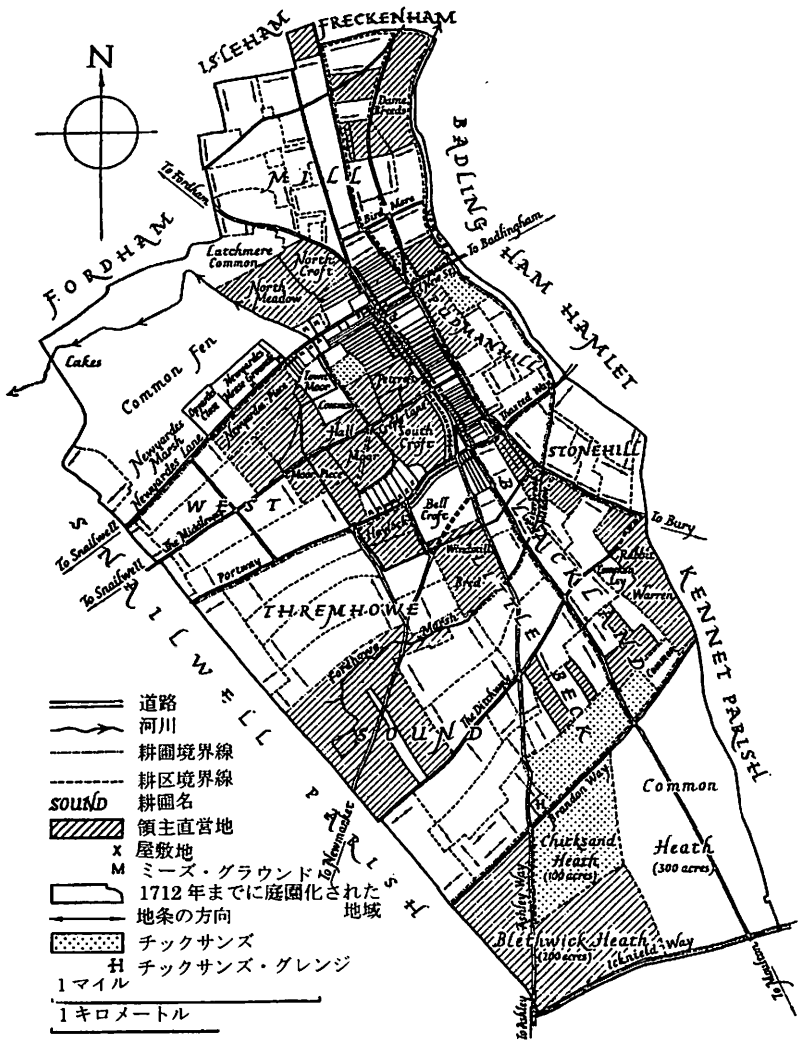
〈訳者はしがき〉

本翻訳は Margaret Spufford, *Contrasting Communities* (Cambridge, 1974) 第3章 The reality: the small landholder on the chalk: Chippenham の翻訳である。

本第3章は本書への高い評価を得ることになった以下の主張の実証部分を構成する。その主張とは、第1にイングランドにおける小農層の消失が17世紀後半以降であるとした先行研究 (A. H. ジョンソン・ハバカクなど) に対して、より早い16世紀後半から17世紀始めの時期だとするものである。第2に、16世紀における農土地保有の分極化の原因について、『16世紀の農業問題』のR. H. トーニーが力点をおく領主権力-搾出地代ではなく、農民層が経済過程で大なる者がより小なる隣人をとくに凶作時に駆逐したことを主導とした。その上で、トーニーの言うように領主は膳本保有の定期借地保有への転換・囲い込み・共同用益地の奪取でそれに追い打ちをかけた、とし、まず経済的内因、次いで政治・社会的内因の影響を論じたのである。

本書を読むようにお奨めいただいた篠塚信義先生 (東北大学経済学部名誉教授) は、ご自身「いや、むずかしい。」と言われたが、それは特にこの章についての言及だったように記憶する。先生のご発言とは次元を異にするだろうが、訳者も今回の訳出中、あいかわらずなかなかの艱難を覚え続けた。それでも、少なくともできるだけ正確な翻訳を、と心掛けたつもりである。訳注は最低限のものはつけたが、翻訳をまとめる際に、全体として十分なものにしたい。

2013年3月8日



地図8 1544年チペナム領地（1712年の地図を基にした）

第3章 現実：白亜土上の小土地保有者：チペナム教区

史料および人口・変化・耕地・作物・家畜

チペナム教区は、ケンブリッジ州の北東部辺に位置し、ニューマーケットに近く、サフォーク州境にある。小村としてパドリンガムがあるが、独立したマナーを形成しており、ケネット川と接している。パドリンガムのブレックランド (Breckland) という砂質の土壤に、新石器時代人が最も住みごごちのよい環境を見出していた。チペナム教区は、地方史家にとってほとんど楽園に近い。文献が不完全だとしてさえも。マナーは修道院領であり、イングランドにおけるホスピタル騎士修道会の病院として機能していた。村落自体は沼沢地の入り口のすぐ南に位置している。街道は、教区教会から村の共同緑地まではしる。その共同緑地で南道が街道と交叉する。途中、街道はマナーハウスや礼拝堂付きの病院の建物を通る。ここでは、かつて回復期患者である騎士団信徒が、暑きロードス島に戻る前に、堀の内側にある3つの中庭や大庭園を散歩していたのである。

チペナム・マナーは、サー・エドワード・ノースが拡大裁判所からケンブリッジ州内に手に入れた所領の1つである。サー・エドワードが1544年10月に調査し、この調査の結果である文書は、最大の判である二つ折り判の本にして79部にのぼる¹。まだそこに建っていた63の家屋・小屋を1つずつリストアップし、それまで家屋や小屋であったあらゆる農耕地や小牧草地、開放耕地やその結節点のあらゆる細長い土地、共同地や共同用益権を一覧にした。それは全部まとめると、穀作開放耕地のみで1964エーカーとなり、エーカー毎、ルード毎、ときにはパーチ (訳注 25.3m²) 毎に記されている。マナーはノース家の手元にとどまらず、サー・トーマス・リベットに売却された。彼は1582年に死亡するまで当マナーに住み、マナーを娘アリスに残した。彼女は、スタフォード州ジェラード・ブロムリー教区のジェラード家の1人であるサー・トーマス・ジェラードと結婚した。1626年までに、結婚を通じラッセル家のものとなっていた。ラッセル家はこの地再度の在任領主になった。そのうちの1人が、クロムウェルの娘と結婚した。転じて、彼らは1688年に、もう1人のラッセル (訳注：エドワード) にマナーを売却した。のちのオーフォード卿である。

マナーの景観における進化と保有状態の様々な局面は、この期間で分析されうる。1560年に、完全な借地台帳が作成された²。これは1つの文書として極めて情報の多いものになる。16年前になされていた土地調査と比べて重要さにおいて遜色があるとしても。しかし実際は、それはこの短い時期にわたる諸変化を描くのみであ

る。1636年に、1544年の土地調査記録と1560年の借地台帳は両方とも、現存の保有者の名称つきで註釈を付されている。これらの註釈を分析すると、1636年になされた、保有状況についての新たな調査記録を得る。保有地配分の仕方は、過去100年間を通じて変化していた。1712年に、オーフォード卿がチペナム庭園の創建を公布した際、村落の地取りは半分が一掃されており、壮大な所領地図が委託されていた³。所領地図は、1544年の土地調査が18世紀の状況を基礎に地図化され得るくらいの明瞭さをもって村落の敷地を示すだけでなく⁴、開放耕地の各一地片に名称を与え、エーカー数を加えている。それ故、保有状況に関してもう1つの分析が、18世紀初めになされ得る。

チペナム教区では14世紀後期から、裁判所記録が続く。1544年に最初の土地調査がなされて以来、1636年に註釈をつけられるまで、裁判所記録はほぼ続いていた⁵。例外として1547年から1557までの10年間と、1624年から1626年までの2年間の空白があるのみだ。もっとも、1602年から24年までの裁判所記録の保存状態はすぶる貧弱であり、部分的には粗い下書きのようにはしか見えない。

第2の土地調査記録の時期（1636年）まで、村の住民により作成された遺言書で残存するものはごく少ない。1636年より以前の時期では35件のみが登録されている。他方、チペナムの農業慣行についての情報は多い。イーリー司教管区内のケンブリッジ州南部の村落についてよりも。それは、イーリーの遺産目録は1662年まで残っていないからなのである。1576年の日付けで遺産目録が単独で残り、1647年からは連続するようになる⁶。

教区登録簿についてチペナム教区はずっと深刻な史料上の空白があり、不完全である。1559年末以来、洗礼数は1646年から1664年までの内乱（清教徒革命）のために中断している。実際、何ページかが破られている。不幸にも、1654年までの埋葬数は、完全に紛失している。1569年から1593年までの婚姻数は、まとまったページがきりとられ、1653年以降また続いている。主教や大執事の写しが1つとして残っていないので⁷、この史料の欠落は他のものでは代替できない。さらに深刻なことには、チペナム教区における1524年から1525年までの大特別税査定記録が欠落しているのである。これの跡形もなく、どうしようもない。チペナムの規模と成長についての人口動態上の史料は実に乏しい。1544年の家屋数は63軒で、人口は250人から300人の間である⁸。1559年以降の洗礼記録が示すのは、全教区で300人から360人であるということである。この数値はバドリンガムの小村の人数も含むものである⁹。洗礼数の9年間移動平均が示すに、1630年代まで出生率はだいたい同じである¹⁰。1630年代に増加をみた後、17世紀末まで人口は概ね

停滞する。1664年には、炉税記録をチペナム教区で使うのは難しいのだが、おそらく67軒の家屋があった¹¹。もしそうであっても、当時、村の人口は270人から330人の間であった。バドリングラムも含む教区全体では、310人から380人の間である。1544年以来、村落は規模として変化は実質上ほとんどない。もっとも、1630年代以来出生率は高まっているが、教区登録簿は1660年代以降、洗礼と同様に埋葬を含む。それをみると、1666年から1700年までは、一定して洗礼数が埋葬数を超えている¹²。しかしながら、1712年の地図によると、チペナム教区には最大50家屋しかない。1666年中葉には、少なくとも67家屋はあるのだが。しかし、1702年にオーフォド卿が庭園を創建した際に、それに先がけて庭園化される区域内に建っていた家屋、少なくとも25棟は除去している¹³。バドリングラムに続く土地に沿って、新しい小屋の列をつくるという統一プランは、17世紀後期に部分的に代替として建てられたものだが、現存する所領建築の最も初期の作品を代表するものの1つにちがいない。同様に庭園にするからと、移動への相当な強制があったに違いない。一般的には人口が増えている時期である、1544年から1664年まで当コミュニティの規模があまり動かないのは、庭園化の前にあっても、チペナム教区からの移出数は移入数を超えていた。人々は土地からの立ち退きを強制されていたのである。

1630年代からの短期の成長期はあくとして、チペナム教区の規模に関して手に入る限りの情報の断片をかき集めてみると、比較的安定したコミュニティだといえる。しかし、実のところは景観を損ねるのを嫌った領主が村民の何人かを17世紀末に強制的に退去させていたのだ。

チペナムにおける村域は、白亜土地域のなだらかな勾配にあり、南はイクニールド街道の主たる交通動脈から、北の泥炭沼沢の入口までのびている。教区の耕地は全て自由に排水された軽土壌の上にある。その軽土壌は、主として白亜土地域から引き出されてきたもので、またところどころ砂や砂礫を含む¹⁴。耕地制度は高度に複雑である。1544年には、8つもの耕圃があった¹⁵。だが、こういった複雑さにもかかわらず、遺産目録が示すにはそのローテーションは古典的に単純な1つのものなのである。1576年から1670年の間、8つの遺産目録が作成されたが、収穫前の異なる作物が撒かれた土地のエーカー数や、収穫後の納屋におさまっている作物の詳細が記録されている¹⁶。これらの遺産目録は、全体としてほぼ一様の印象をもたらす。だが耕圃数がいかに多くとも、撒種されたエーカー数のほとんどがきり半分は冬蒔き作物で、そのうち圧倒的多数はライ麦である。ライ麦はチペナム南部の砂状土に適するという点で理想的である。残る半分は、春蒔き穀物でほとんど全

てが大麦だ。小麦・オート麦・豆類などは小地片としてはあるものの、ほとんど取るに足らないように見える。大農場を経営するヨーマンの慣行と伝統的保有をなす者の慣行とは同じものである。1647年9月に、ヨーマンの借地保有者ジョン・ホジキンの遺産目録が作成された。彼はその年、129 エーカーを墾耕していた。ジョン・ベントレイは、15 エーカー 1 ルードの作物を納屋に保有していた。ホジキンは、ライ麦に土地の46%を、大麦に54%をあてていた。ベントレイは、ライ麦に44%を、大麦に52%を、2%にあたる1ルードを小麦、2%を豆類にあてている。遺産目録は実際に、飼料作物や豆類については何も語らない。それらの遺産目録ではクローバーについても何も言及がない。パドリンガムのあるヨーマンおよびチペナムのロバート・テブットは1688年に「マスタード」をともに保有していたが、1712年の地図によると、ムラサキウマゴヤシは直領地の借地人の1人が保有する中庭内にみられる。これらは遺産目録から見ると、何らの革新や改良とはなっていないようだった。

開放耕地とは別に、2つの大きな共同用益地がチペナムにはあった。南では、イクニールド街道に沿って緑地が白亜土の上にかぶさるようにして薄い皮層を形づくる、大きな区域である。最近ニューマーケットの競馬調教師は、ギャロップ（疾走）をこの牧草地を越え丘の上のぶなの木々に沿って行っている。16・17世紀には、ここはチペナムで大変重んじられた「ヒース」であった。それは隣接するスネイルウェル教区でもそうだった。また、実のところ、ケンブリッジ州のこのあたりの地域ではどの教区でも同じである。それらは全て一方は沼沢地から出で、他方はイクニールド街道まで続いているからである。ヒースは部分的には共同地で、部分的には直領地であった。1544年には、600 エーカーをなしていた。はるか昔の12世紀、人口圧からヒースを耕作しようという試みがあった。しかし、12世紀の試みは失敗すべく運命づけられていた。そして18世紀に軽土壌を耕作する方法が見つかるまで成功裏に経営されることはなかったのである。実際、肥育用の土地としてのヒースがなかったら、チペナムの肥沃さは維持することができなかつただろう。1712年のオーフォード卿の地図は、チペナム・ヒースで羊を角笛で遊ばせ、足を組み座っている羊飼いの牧歌的な光景を魅せている。他のケンブリッジの各部分と同様に、チペナムは羊欄地域に含まれていた。その地域では穀作地に羊の群れを羊欄で囲み、穀物のため肥沃度を保ったのである¹⁷。1544年には、直領地および教区牧師館の農業経営者は、チペナムで最小限2000頭の羊を飼い、保有民に彼ら自身の羊を共同用益地に放つ権利を認めまいとした¹⁸。1565年にはまた、サー・トーマス・リヴェットが泥炭沼沢地200 エーカーを囲い込もうと試みた。その土地は

村のすぐ北部にあり、放牧地のもう1つの中心地であり燃料源だった。そこでは泥炭掘りが行われたからである。1544年の土地調査記録によると、部分的には水浸しであり、2つの小湖を含んでいた。アーサー・ヤングにしてみると、この沼沢地の18世紀後期に与えられた存在意義というものは、ほとんど考えられない。「家畜が沼沢地にいるが、常に氾濫しており、ほとんど利益を生じない。牛や馬がぬかるみにはまって死んでいる。その骨が浮いているではないか。」と彼は書き記している¹⁹。しかしながら、住人たちは沼沢地を重要視した。16世紀には、共同地を囲い込もうとしたサー・トマス・リヴェットと争い、1630年にはサー・ウィリアム・ラッセルが沼沢地を干拓するために新しい川を切り開こうとした際に悶着を起こした。ラッセルは結局、枢密院に訴えた。「2・3人の不体の輩がどうにもけんか腰で、上記労働者の作業を邪魔して攪乱するのです。」また「この冬、新しい川をつくる作業に従事した者の幾人かは、労賃を与えられて掘り出していた土を、今度は掘り入れることでその川を埋めてしまおうと躍起になっています...²⁰。」

がんばって妨害をしたが、16・7世紀に保有民たちはどうやら闘いに負け、その羊を囲む権利を保持することができなくなってしまった。というのも、オーフォード卿が1702年に提示した庭園化の申し出に、主たる保有者が同意することができた妥協の1つは、以下の権利の再—認可であったからだ。その権利とは、直領借地人が占有する沼沢地の部分と、チペナムのラマスランドに限って家畜を放つ共同権であった。羊は特に入念に閉めだされた²¹。1700年までのチペナムの収穫物や家畜について作成された遺産目録の中には、羊はただの一匹も登場しない。チペナムの穀作地を肥沃な土地にする羊の群れは、やがて領主の独占となったに違いない。1544年に注意書きとしてあった、保有民が羊欄制度に参加する権利を無効にする試みは成功していたのである。

しかしながら、遺産目録は、チペナムの農業経営者が牛・豚を飼い、そのための共同利益権を依然として持っていたことを示す。それぞれ17頭と16頭の家畜を保有するヨーマン父子、2人のホジキンに匹敵する者はいなかった。またテブット父子はそれぞれ、10頭と13頭保有していた。これらは通常、雌牛や子牛であり、牛乳生産に力が注がれていたことは明らかである。肥育ではない。靴工のジェームズ・ハーレイでさえ、膳本保有地を3エーカー保有するのみであったが、雌牛を2頭保有していた。その土地で注意深く評価されたのは牛糞であったに違いない。チーズは明らかに常食品であった。酪農場はどこもがほとんどはチーズ作成器を備えていた。バター秤を2台持っていたのはバドリンガムのローレンス・ブライアントのみであるが、たぶん彼はバターを市場向けに生産していたと見なすことができる。

繰り返すと、裕福なヨーマンのみが豚を 12 頭を持たたとは言え、小土地所有者でさえふつう 1・2 頭は保有していた。遺産目録のうち少なくとも 5 件は、小屋住みか未亡人のもので、共同用益権で暮らしていた。1665 年の春、ウォルター・ギルは土地も家畜も持っていなかったが、彼の財産は 14 ポンドで評価されている。他に 3 頭の雌牛があり、遺産目録が作成されたときには未亡人が既に売却済みであった。1696 年、ジョン・エイヴスの 2 頭の雌牛と 3 頭の豚のみで土地とつながっていた。1680 年、未亡人であったメアリー・ケントは財で 9 ポンドの評価であったが、裏庭に 1 頭の雌牛と 1 頭の豚を保有していた。

馬はチペナムでは墾耕用に用いられていたが、土地のある者なら誰もがというわけにはいかなかった。より裕福なヨーマンが持っていたのである。それはたとえばロバート・テプトのように、播種済みの畑 104 エーカーと犁を 2 つに荷車が 4 台を持つ者が 7 頭、ジョン・ホジキンのように播種済みの畑 129 エーカー・犁 3 つ・荷車 2 台を持つ者が 10 頭というように。エドワード・メイソンのようにヨーマンで 70 ポンド程のより経営規模の小さい者でも、23.5 エーカーと馬まで保有していたことから判断すると、伝統的な 30 エーカー保有よりはちょっと大きめだったにちがいない。全体とすると小ヨーマンは馬を持たないので、必要なときには借りなくてはならなかった。農具の革新についての徴候はほとんどなかった。しかし、2 人の傑出したヨーマンがローラーを持っていた。同様に、より使いやすい犁・まぐわ・レーキ・荷車も持っていたのである。

土地の分配

この時期のチペナム教区における保有規模の変化の歴史は魅力的であり、詳しくその跡を辿ることができる。中世のチペナム教区における保有の標準は半ヤードランドで、1279 年、保有者のほぼ半分は 12 エーカーから 15 エーカーの間で保有していた。農奴はそれ以下である。10%のみが自由土地保有で、4 名の自由土地保有者が半ヤードランド以上保有していた。

次の 14・15 の 2 世紀は不況で、保有地の漸進的構築が始まっている。土地への圧力は緩み、野心家は彼らの農場が規模を拡大するのを見てとっていた。1544 年までには、成功を収めた直領地農業経営者の野心は、自由土地保有地が消え失せていた分を得ていたのである。すなわちその年までには、自由土地保有地のうち 10 エーカーのみが小農の手に残されていた。そのとき以降ずっと、謄本保有地のみがチペナム教区では重要なだった。

謄本保有地の間で、大きな変化が起こった。1470 年代以来²² マナー裁判所で保

有者を変える保有地は、基準となるヤードランドがごく普通に以前よりも大きな面積で満たされていたのである。1544年の土地調査記録の結果は、表1のとおりである。その年45名の土地保有者がおり、そのうちの10名は膳本保有で2ヤードランド以上もっていた。最大の膳本保有者は、101エーカー有していた。他の11名も1ヤードランドか1.5ヤードランド保有していた。約半分が、中世の必要最低限の水準をこえていた²³。かつかつで生活する小農という古い中世の階層は、ほとんど消失してしまっていた。今や6名のみが半ヤードランドを保有しており、村民の半分である73名は家屋および小農場のみか家屋と耕作地の数エーカーの保有者であった。賃労働者の割合は、富裕な者と同じくずっと増えていたのである。

次の16年間に、1560年の借地台帳が示すとおり（表2および表5参照）、土地分配の変化が起こった。45名の保有者が、わずか29名まで減少した²⁴。エーカー数にして零細な保有者の数が激減し、全く土地なしで家屋のみ保有する者の数が急増した。労働者数の一層の増加を示唆するものである。最も重要な変化は、おそらく下記のような項目が借地台帳に含まれたことである。「領主の意のままになる」。これは主として借地に出されたか、領主の「意のまま」に保有された。これは126エーカーを占めた。それに対し自由保有地および膳本保有地は1000エーカーを越すのは確かであるが。それは、年8シリングで「裁判所記録によりある時点で保有された」ものが、今年年20シリングで「借地に出されている」半ヤードランドを含んでいる。

1636年9月22日、100年ほど前の土地調査記録に関して、きわめて労苦の多い注釈が施された。この時点で、土地分配の様式はがらりと変わっていた（表3・表5・表6参照）。主として2つの大きな変化があった。1560年以来、500エーカー以上が膳本保有から借地へ移行した。同様に、残存する膳本保有地の規模が劇的に変化した。2ヤードランド以上の大規模な膳本保有地には、影響はなかった。比較的幸運な小屋住み農の生計を支える6エーカー以下の零細保有地も影響がなかった。しかし16世紀の中規模保有者、半ヤードランド（約15エーカー）から1.5ヤードランド（45エーカー）が1つの例外は除いて全て消失した。1544年と1560年、半ヤードランドが6名だった。1636年はゼロである。唯一残っていた旧来の保有地は、1560年にニコラス・チーズライトが1560年に保有していたものである。ここでは、彼の子孫であるジョンが依然として保有地を保有していたが、彼はまた70エーカー以上の借地を保有していた。1544年には1.5ヤードランドは5件、1560年は4件、1636年は2件のみだった。1560年に60エーカー以上あったのが、さらに大きくなったのである。1560年には14～51エーカーが13件あったが、80

表1 チペナム教区における保有者と農場規模：1544年土地調査記録
 (慣習的尺度は最も近いエーカー数に修正している)

規模	占有者	自由土地保有	膳本保有地	合計
90エーカー以上	Late Moss		111a. *	111a.
	Thomas Rawlings		101a.	101a.
5半ヤードランド	Late Wm Hadenham		83a.	83a.
	James Roger		76a.	76a.
	Robert Clement		74a.	74a.
4半ヤードランド	Late John Clement		62a.	62a.
	Robert Norman		61a.	61a.
	John Kydd		56a.	56a.
	William Kirke		56a.	56a.
3半ヤードランド	Late James Clement		53a.	53a.
	Thomas Deresley		51a.	51a.
	Thomas Fryer		48a.	48a.
	John Mountford		43a.	43a.
	William Norman		42a.	42a.
2半ヤードランド	Nicholas Gee		41a.	41a.
	William Taylor		36a.	36a.
	Late Akes		36a. *	36a.
	John Dix Senior	2a.	32a.	34a.
	William Clerke		30a.	30a.
	Mr Myrphrim		30a.	30a.
	Richard Taylor		28a.	28a.
1半ヤードランド	Anthony Hills		19a.	19a.
	Late Porters		18a. *	18a.
	William Chapman		16a.	16a.
	Harry Shelley		14a.	14a.
	John Thurstan		13a.	13a.
	John Cater		13a.	13a.
半ヤードランド未満	Late Jervis		9a. *	9a.
	Thomas Kynwardine		7a.	7a.
	T. Pleasaunt		4a.	4a.
	The Lord of Fordham	3a.		3a.
	William Clement	2a.		2a.
	William Death		2a.	2a.
	John Ball		2a.	2a.
	Stephen Cole	2a.		2a.
	Late John Taylor		2a.	2a.
	Laurence Mather		1a.	1a.

2エーカー以下	William Cater		1a.	1a.
	William Cayler		1a.	1a.
	Robert Bell		1a.	1a.
	John Kyrke		1a.	1a.
	John Barrett junior	1a.		1a.
	Joan Taylor	1/2a.		1/2a.
	James Scott		1/2a.	1/2a.
	Robert Bet		1/4a.	1/4a.
合計		10a.	1276a. (237a.)	1286a.
家屋敷のみ		3(+1)	11(+1)	15(+6)

注：保有地は半ヤードランドを基準にグループ分けしている。この単位は名目上慣習保有15エーカーを包含する。通常、それらを元に基本単位が作られているのである。「家屋敷のみ」とした項目に+印がついているものは、保有者の持ち物としては余剰の家屋を意味する。それらはおそらく又貸しに供給されたものである。保有者の不明な5軒の家屋もある。

(訳注：人名に関しては綴り・読み方が多様であるため、そのままにした。以下の表も同様である)

表2 チベナム教区における保有者と農場規模：1560年借地台帳（慣習的尺度）

規模	占有者	自由 土地 保有	借地 に出す	慣習保有 （*印は 領主恣意に よる）	合計
90エーカー以上	Robert Gill			200a.	200a.
	William Taylor	1a.	46a.	88a.	135a.
	Thomas Norman		38a.	1/2y. 1 1/2y.	c. 99a.
5半ヤードランド	Richard Kent			78a.	78a.
	Widow Haylock			2 1/2y.	76a.
	Edmund Francis			74a.	74a.
4半ヤードランド	Steven Taylor			2y*	66a.
	Thomas Deresley			2y.	c. 60a.
	William Kynwardine			2y.	c. 60a.
3半ヤードランド	Roger Ware		1/2a.	1 1/2y.	50 1/2a.
	Robert Norman			1 1/2y. *	46a.
	Robert Shene			1 1/2y.	c. 45a.
	Robert Corder			1y. 9a.	41a.
2半ヤードランド	Nicholas Cheesewright			30a.	30a.
	Edward Sherlock			30a.	30a.
	Henry Wixe		27a.		27a.
1半ヤードランド	Margaret Blythe			1/2y. 3a	c. 18a.
	John Clement			18a.	18a.
	Thomas Clark	1a.		16a.	17a.
	Robert Scott			1/2y. 1/2a.	c. 15 1/2a.
	Thomas Clement		15a.		15a.
	William Harley			14a.	14a.
半ヤードランド未満	Thomas Kynwardine	7a.		1a.	8a.
	Simon Wixe			8a.	8a.
	John Wixe			8a.	8a.
	William Clements	3 1/4a.		3a.	6 1/4a.
	Mark Webber	3a.		1a.	4a.
	Richard Walden			4a.	4a.
2エーカー以下	John Cap			1 1/4a.	1 1/4a.
合計		15 1/4a	126 1/2a.	17y. 586 3/4a (4y. 200a.)	c. 1255 1/2a.
			3	9	12(+12)

注：1560年の借地台帳そのもので保有地のエーカー数が記されている場合には相当する列に記載した。さもなければ大きさはヤードランドで表してある。1636年の注記者がその後の保有地のために正確なエーカー数を記している場合には、「計」の列に入れた。そうしたエーカー数が与えられていない場合には、1半ヤードランドが名目上慣習保有の15エーカーを含んでいたという事柄をもとに近似の換算をおこなっている。

表3 チペナム教区における保有者と農場規模：1636年再構築土地調査記録
(慣習的尺度)

規模	占有者	借地保有	慣習的保有	合計
90エーカー以上	Thomas Dillamore	8a.	199a. 2r.	207a. 2r.
	Blackely	200a.		200a.
	John Hodgkin	104a.	50a. 2 1/2r.	154a. 2 1/2r.
	John Cheesewright	73a.	30a. 1 1/2r.	103a. 1 1/2r.
	Tebbutt	94a.	2r.	94a. 2r.
	John Francis		94a. 1 1/2r.	94a. 1 1/2r.
5半ヤードランド	John Kent		83a. 2 1/2r.	83a. 2 1/2r.
4半ヤードランド	Edward Hawes	62a.		62a.
3半ヤードランド	J. Turner		51a. 3r.	51a. 3r.
	John Taylor	50a.	2r.	50a. 2r.
	John Tetsal	42a.	2a.	44a.
2半ヤードランド	John Bentley	31a.	6a. 2 1/2r.	37a. 2 1/2r.
	Edward Cheesewright	30a.		30a.
1半ヤードランド				
半ヤードランド未満	John Harley		10a.	10a.
	William Dawbery		6a. 1r.	6a. 1r.
		4a.		4a.
2エーカー以下	Martin Hills	2a.		2a.
	Tolworthy		1a. 2r.	1a. 2r.
	Hadenham		1a.	1a.
	Timothy(?) Hall		1a.	1a.
	Ambrose Clement		3 1/2r.	3 1/2r.
	Ger. Scott		3r.	3r.
	Barrett		1 1/2r.	1 1/2r.
	Widow Ames			
合計		700a.	541a. 2 1/2r.	1241a. 2 1/2r.

* 「家屋敷」はこの時点で再構築できない

注：借地保有の列は1560年借地台帳への1636年への注記から再構築されている。慣習保有の列は1544年土地調査記録について1636年9月22日になされた注記から再構築された。

年後には3件のみになった。ジョン・チーズライトが保有する30エーカーの保有地のみ中世の単位であったが、過去の記憶を留めるものとして残った。

以上、チペナムでは、小土地所有者にとっての最も決定的な時期は、A. H. ジョンソンおよび後代のハバカク教授が言うような、18世紀の前半ではない²⁵。チペナム教区の小規模農業経営者は1636年までにすでに被害を被っており、1560年から1636年までの間のある時点で強制的に退去させられていたのである。そして、1636年以降もその経過が続いたことも確かなのである。1696年にオードフォード卿によって完遂されたが、村内に残っている膳本保有地のほとんどが買収されていた。もっとも、残存したといってもそれらは全てが5人の手の許に集積されていたのである。裁判所記録に詳しく記されているところによると、そのうち3つの保有地は各々120～155エーカーであった²⁶。1712年に地図でチペナムの土地保有を再構成してみると²⁷、多くの点ですでに1636年までに起っていた諸変化をさらに進展させたことを証拠づけるのみなのである(表4参照)。新しくつけ加えることは何もない。1712年には小農は失業して久しく、チペナムに再びあらわれることはなかったし、二度とできなかった。

隣接するスネイルウェルの小教区でも、小農の消失に関しては同様の傾向が見られた。1525年に26名のみが査定され²⁸、1664年にもちょうど同数が炉税で支払いを行った。そのため、その間なにかあったとすれば集落が縮小したということである。1560年の土地調査によると、膳本保有地と自由土地保有地が12件あった²⁹。ここの大農場は、チペナムの場合よりずっと大きい。130エーカー以上が3件、61～91エーカーが3件、18～25エーカーが3件、10エーカー未満がただの3件であった。チペナム同様、スネイルウェルでの土地の分配を追うことは不可能である。しかし、これらの農場のうち5件は1684年のさらなる調査では完全に消失している³⁰。5件とは、3つの半ヤードランド保有地はいずれも、130エーカー以上の農場が2件、である。替わって大農場を1件と、慣習保有および開放耕地の自由土地保有地で348エーカーを保有するマーティン・ウォレンがいた。

16世紀における中規模の保有地が消失したことが社会にもたらした結果は、まちがって解釈されることもありうる。実際に本当に史料にあたってみなくても、1636年までに膳本保有地の大多数が借地保有へ転換されたということは、大規模借地を保有するヨーマンの繁栄につながった、と想定することはできる。そしてそれが、真に意味するのは以下のことなのである。すなわち、17世紀後期には、ある機会を得たマナー領主が手中に土地を欲したときには、その保有者たちはどれほど多数であっても、争う立場にはいなかったのである。

表4 チペナム教区における保有者と農場規模：1712年地図
 (法定上の尺度。適当な慣習上の同等値を併記。保有形態に関しての差異はない)

規模	占有者	法定エーカー での保有高	慣習上の 同等保有高
250エーカー以上	John Tetsal	392a. 3r. 15p.	472a.
	Ambrose Davy	384a. 0r. 10p.	461a.
	Thomas Elliott	244a. 2r. 33p.	294a.
90-250エーカー	John Godfrey	122a. 2r. 10p.	147a.
	Robert Howes	103a. 2r. 1p.	124a.
	William Delamore	103a. 1r. 3p.	124a.
	Robert Seeker	97a. 3r. 27p.	118a.
4半ヤードランド	William Harwell	56a. 0r. 12p.	67a.
	Robert Hawes	43a. 0r. 8p.	52a.
3半ヤードランド			
2半ヤードランド			
1半ヤードランド	Geroge Abbott	12a. 1r. 14p.	15a.
半ヤードランド未満	Edward Hawes	3a. 3r.	5a.
	William Burroughs	3a. 1r. 13p.	4a.
	Cadmans'	3a.	4a.
	Thomas Kent	1a. 2r. 35p.	2a.
2エーカー以下	William Delamore, gardne	1a. 1r. 30p.	2a.
	Thomas Tolworthy	1a. 0r. 35p.	1a.
	John Crane	1a. 0r. 17p.	1a.
	Richard Hawes	2r.	1a.

注：法定単位から慣習単位への変換は、法定の100エーカーが慣習の120エーカーに等しいということに基づいて行った。

法的には、彼らは弱かった。しかし、遺産目録が証拠づけるのは、以下のことである。つまり、2・3の例外を残して1647年に始まった借地保有への転換後、彼らは17世紀には少なくとも法的に弱かったかもしれないが、借地保有のヨーマンは経済的には繁栄した。

1544年から1712年の間、チペナム教区の調査によると、コミュニティは経済的に段々と分極化していった。1544年には、保有者の半数以上が所持していたのは、家屋のみか2・3エーカーまでの土地のついた家屋のみである。1664年、チペナム教区における家屋の半数が炉1つのみであった。そういった家屋に住んでいるということは、往々にして平均的労働者のそれからしても高からぬ地位と富であるということだった³¹。1712年までには、住民の4分の3が家屋と多くて2エーカーを保有していたのである。

こういった一般的文脈を知らずに、ただ残存する遺産目録を見ても誤解をまねく。3分の1以上が³²ヨーマン、ジェントルマンの遺産目録であった。残りの遺産目録の内、故人の社会的地位への言及はないが、その内容からして、ほとんどがヨーマンであった。1660年代に、多数の遺産目録が作成された。この10年間にイーリー監督法院で残された340件の遺産目録のうち、評価された者の富の中位値は、40ポンドであった。チペナム教区の中位値は、76ポンドである。ケンブリッジ州におけるヨーマンの中位値は180ポンドで、チペナム教区でのヨーマンの中位値は、299ポンドであった。チペナムでハズバンドマンと記されている3人の富の中位値は33ポンドで、他のケンブリッジの地と同じである。手工業者のそれは低く、24ポンドから40ポンドであった。チペナムに残る遺産目録は、一般の村落コミュニティを代表するというものでは全くない。チペナムのヨーマンは実際には、他地のヨーマンよりよい暮らしをしている、ということは明らかである。ケンブリッジ州全体で、諸村のヨーマンよりもチペナム・ヨーマンの富の方がずっと大きいということは、その時点までには保有地の拡大化が他のほとんどの場所よりもずっと進んでいたということを示唆するのである³³。

借地保有者の繁栄は、テブット家の歴史から描ける。1636年、ロバート・テブットは膳本保有地を2ルード持つのみであった。それに対して借地保有では94エーカーである。この借地は1560年以来、3つのヤードランドの保有地を転換したものである。1664年の農業経営者リストによると³⁴、そのときまでには、ロバート・テブットはマナーに最も高額な借地料である年35ポンドを支払っており、また年額70ポンドの借地料で教区牧師館付きの十分の一税用地の経営もしていたのである。ロバートは1668年に没したが、遺産目録は播種済みが104エーカーで、

表5 チペナム教区における土地保有：13世紀から18世紀まで（保有者数）

	1279年 ハンド レッド・ ロールズ	1544年 土地調査 記録	1560年 借地台帳	1636年	1712年地 図
	自由保有 および不 自由保有	自由保有 および勝 本保有	自由保有 農地への 貸し出し 慣習保有	借地保有 および慣 習保有	全ての保 有地
250エーカー以上	0	0		0	3
90-250エーカー	0	2	3	6	4
5半ヤードランド	0	3	3	1	0
4半ヤードランド	0	5	3	1	2
3半ヤードランド	0	5	4	3	0
2半ヤードランド	4	6	3	2	0
1半ヤードランド	7	6	6	0	1
半ヤードランド未満	7	4	6	3	3
合計（2エーカー以上）	84	31	28	16	13
2エーカー以下	54	14	1*	8	5
	5	21	24	†	31

*：借地台帳には欠損の可能性あり

†：発見不可能

本表での半ヤードランドは、慣習上の15エーカーを含む。

表6 チペナム教区における土地保有：16世紀および17世紀
(保有者数は謄本保有および慣習保有のみ)

規模	1544年	1560年	1636年
90エーカー以上	2	2	2
5半ヤードランド	3	3	1
4半ヤードランド	5	4	0
3半ヤードランド	5	4	2*
2半ヤードランド	6	2	1
1半ヤードランド	6	5	0
半ヤードランド未満	3	4	3
2エーカー以下†	10	3	10
合計	40	27	19

*規模で言えばこの範囲にぴったり収まるが、これらは慣習的には中規模の保有地ではない。ジョン・ホジキンは50エーカー2.5ルードを保有していた。だが、これら3つの明白な半ヤードランドは1560年から1636年の時期に蓄積されたものではない。なぜなら、それらはすでに2つの保有地複合体の一部をなしていたからである。その保有地複合体は、1560年に60エーカー以上の大きさであった。ジョン・ターナーは51エーカー3アールを保有していた。だが、これら3つの半ヤードランドは1560年以来、この規模の保有地が残存していたことを示すものではない。というのも、それらはその時点で大規模保有地の一部だったからである。
†謄本保有による家屋敷のみの場合は除く。

少なくとも 150 エーカーは耕作をしていたにちがいない。4つの犁と4つの荷車を保有していた。このときまでには、土地の幾分かは膳本保有であった。なぜならロバートは、妻の親類への負債の支払い分として、ジョン・フランシスから購入した膳本保有地 60 エーカーの売却で弁済したからである。これは、彼が完全に膳本保有で有していた土地ではなかった。なぜなら彼はそれをジョン・フランシスから買った「初めての土地」と記しているからである。ロバートの家は、すこぶる快適であった。大広間と居間・牛乳加工場・食糧保管室・納屋・地下貯蔵室もあった。大広間と居間どちらにも暖炉が6つ備わっていた。彼は考え方として特にモダンであったというわけではなく、その居間を居座りと同様に寝室にも用いているし、その大広間を居住用と同様、料理にも使っていた。だが、それらは双方とても良く調度が備えつけられており、居間には革椅子が、大広間には椅子を作りつけ、腰掛けをつなげていた。大広間の暖炉には、マスケット銃2丁と鳥撃ち銃1丁・剣1振り・弾薬帯があった。これらは、遺産目録に現れるものとしては極めて稀なもので、彼は市民革命に参加していたかのように思える³⁵。

階上には、大広間と居間の上に寝室と屋根裏部屋があった。この家屋は、教区牧師館だったこともありうる。すなわち3階建てというのは、ケンブリッジ州ではごく稀だったからである。遺産目録で判断する限り。彼の財産は全部で、258ポンド19シリング8ペンスに評価された。彼がすべてを妻に残している、となると子どもがいなかったかのようにひびくが、実際には男女1人ずつの子持ちだった。

1682年息子ロバートが没した。彼は未婚で、全てを姉妹であるジェーンに残した。保有地のエーカー数を割り出すことは不可能である。というのも、収穫の後に彼が死亡したからである。納屋の収穫物は、14年前の父のそれとほとんど同じで、家畜にも大きな変化はない。彼はまた子どものいなかった伯父からかなりの額を相続していた。彼の「帳簿上の負債」は121ポンドで、父のそれは評価されていない。その個人的資産は、父の場合よりもはるかに高く、評価412ポンドであった。農場の規模は変わっていないようなのだが。

息子ロバートは、父と同じ家屋に住んだ。階下はほとんど同じで、父の剣を居間に動かしていた。更に、革椅子を6脚加えていた。彼は文字に心得があり、チペナム教区における主要死後評価者の1人として活動した。階上では、居間に隣接してクローゼットがあった。その居間は心地よい寝室であり、椅子を2脚・銀製タンカード（訳注：蓋付きビール用ジョッキ）・タンブラー2本・ワインカップ2つと銀の匙7本に「多数の本」があった。

17世紀末、オーフォード卿が買収をしていた際、前にロバート・テブットが年

35 ポンドで占有していた土地を 700 ポンドで買った³⁶。たぶんこれと同様に、ヘンリー・ブランチとその妻ジェーン旧姓テブットから膳本保有地 150 エーカーを買収した³⁷。17 世紀の借地保有者は、必ずしも貧窮に向かっていたというわけでもないのがある。

実際、遺産目録が作成された中で最もみすばらしいものでさえも、16 世紀であったならウィリアム・ハリソンによって相当のものだと見なされたであろうほどの財をもっていたのである。羽毛ベッドやしろめ細工品・ナプキンは、社会階層を示す指標である。1669 年に没したハズバンドマンは、財が 5 ポンド 5 シリングのみであったが、大広間に椅子 2 脚、寝室には椅子 2 脚と白目細工の皿が 2 枚あった。もっとも、彼のベッドは羽毛でなく明らかに羊毛であり羽毛ではなかったが。

1675 年にバドリンガム教区のヘンリー・レーンは、財 24 ポンドで、家屋と豚小屋のみであった。9 月における収穫物は「小麦・大麦・麦わらの小さな包み」がすべてであり、3 ポンドであった。しかし、羽毛ベッドと真鍮しろめ細工が 1 ポンド 12 シリング、やかんを 3 つ、鋳物フライパン 1 つ、寝床温め器が 1 つ、しろめ製皿が 5 枚、たらい 1 つ、深皿を 3 枚持っていた。1 世紀前であったら「贅沢品」であったものが貧しい者の元にも届いているのである。

小土地所有者が土地から一掃される時期がやってくると、その傷つきやすさの理由を考慮することができるようになる。

チペナム教区において最初に挙げられる最も明瞭な説明は、伝統的な説明になる。すなわち、領主の行動である。1560 年から 1636 年の間、585 エーカーが借地保有に転換した。トニーが 16 世紀の農業問題の主たる要因の 1 つと考えた、その種の行動の証拠である³⁸。サー・トマス・リヴェットが膳本保有の権利を買い上げたのは疑うべくもない。しかしながら、これで完全に説明が成り立つかという点については大いに疑わしい。まず、ごく少ない例外はあるが、チペナム教区の膳本保有は相続による膳本保有であり、保有者は「彼および彼の相続人」として保有することも認められた。最近の研究によると、この型の膳本保有は保有者に法的安全性を相当に与えた³⁹。確かに、1560 年まで慣習保有であるが「(領主の) 意のまま」という条件のついた保有であったものが、借地台帳が表しているように⁴⁰、1636 年までにはまちがいなく借地保有となっている、という土地はいくつかあったのである。だが、転換されていた物件は慣習保有地のうちのごく小さい割合を占めるのみであった。もしもケリッジ博士の相続の法的安全性についての主張が正しいとすれば、領主が慣習保有を転換しようとする行動はチペナム教区では必ずしもうまくいっていたわけではなかった。もしも保有の純法的な要素以外の何か、保有者に権

利を売却させる強力な誘因として作動しなかったとしたら。

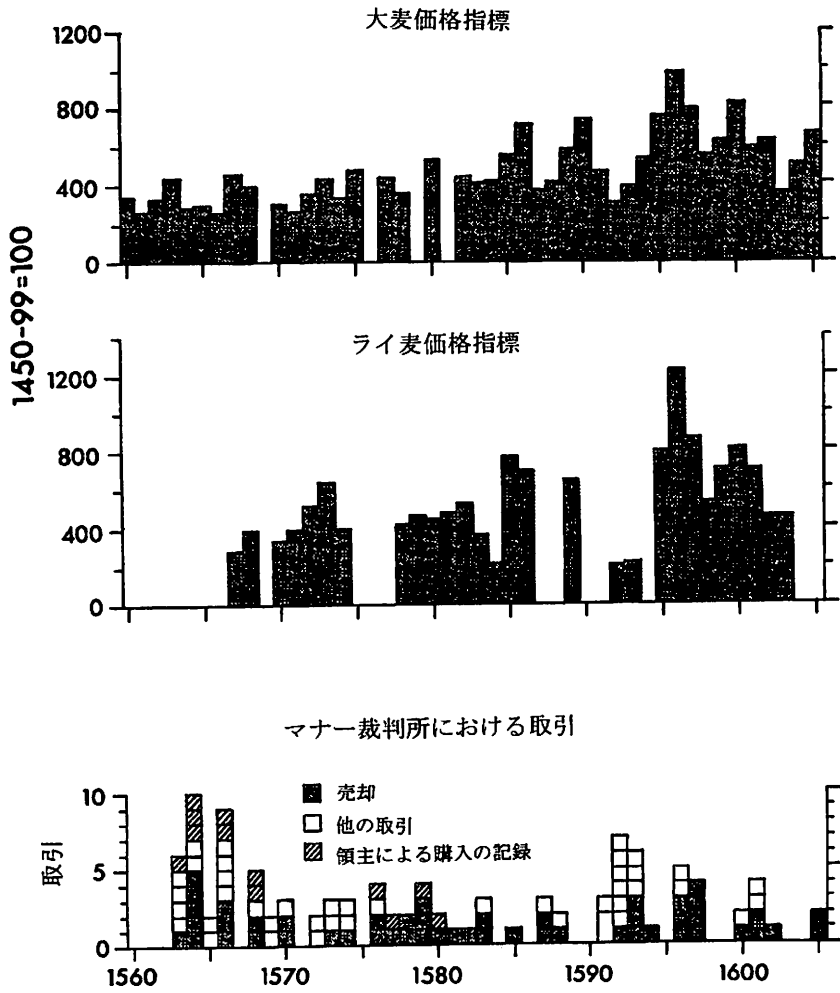
第2に、より明示的に、中規模保有者は領主の犠牲となっただけではなかった。彼らはまた拡大化に成功した同輩の諸活動の犠牲ともなったのである。1560年から1636年の間に、半ヤードランドから1.5ヤードランドが、12件消失した。1560年には、それらのうち7件は領主の手中となっており、借地に出されていた。このうち2件はすでに借地となっており、1件は領主の恣意になるものであった。1636年には5名が依然として慣習保有民であった。だが、それらはその独立性を既に失っており、チペナムの拡大主義ヨーマンの手中に収まっていた。1636年までには、5名が依然50エーカー以上の膳本保有地を村に保有していた。その筆頭であるトマス・ディラモアは、199エーカー2ルードを慣習に基づき保有していた。臨終の床で、その遺言書に、1つの文章を実に適切に入れ込んだ。それはふつうの形ではなく、神に感謝するもので、「神を喜ばせ、私に祝福となる、私の世俗の所領について」というものであった。

これらの大規模膳本保有地農業経営者は、すべて他の保有地の断片を集めていた。1544年にディラモアは、過去に15名のものであった土地を保有していた。最も近いライバルであったジョン・フランシスは、7人のものであった土地を保有していた。1560年から1636年の間、もしも中規模保有の半分が消失して、規模の大きい膳本保有農業経営者である同輩の手に入っていたとすると、この方向で占有者達に強いことになった原因は法的なものにはなりえない。経済的なものである。

1560年の借地台帳から1636年に再構築の意味をもった土地調査記録までの時期、裁判所記録における取引の分析では、理論上取引は売却とされる。その売却とは凶作年に一致するか、もしくは密につき従うものである。一方、時期を追跡しようとするのも価値があったようだ。裁判所記録によればその時期とは、特に傷つきやすそうに見えた伝統的規模の保有地の保有者が分断されたときのことだ。ディラモアやフランシスのような人が保有地を集積した時期を追い、凶作にたまたま一致または従うかどうか検証する努力はなされるべきである。

実際に裁判所記録の包括的な分析をしてみると、不十分であったことがわかる。マナー裁判所は、16世紀に極端に多忙であった。これは、どの規模の売買をとっても、年に平均1件しかなかった前の世紀と比べて、であるが⁴¹。そのときでさえ、裁判所の業務は2つに分かれる。死亡・家族間の贈与・交換と、それから純粹な売却とである。まだ後者のようなものはほとんどなかったので、2件以上の売却を出した1年度が目につく。

これらの数値は、多くの歴史的証拠同様、余りにも貧弱なので論議の対象となら



グラフ3 ウィリングガムマナー裁判所における取引：1560-1605年

ないし、重きを置くべきでもない。

しかし、それらは証拠として存在するのだから、使われなければならない。遺産目録を用いることで確信をもって言えるが⁴²、大麦とライ麦はチペナムでは重きを置かれた唯一の作物だった。1576年から1670年の間で小麦は4%にしかならず、オート麦・豆類は、エーカー数の6%であった⁴³。チペナムにおける凶作時の諸結果を検討する場合には、それゆえ大麦・ライ麦の価格を考慮すべきなのだ。というのも、これらの主要穀物の収穫不振は、保有者に深刻な影響を与えうるからである。1540年から1640年までのライ麦価格は、不完全である。しかし、全体としては、大麦の不作の年度はまたライ麦の不作のときでもあり、それゆえチペナムの保有者は倍の打撃をうけた、ということを示すに証拠は十分である⁴⁴。

真に凶作の年は、穀価が通常の変動を超えて急騰したときであった。1550年代中葉・1595年から1597年・1622年・1630年・1637年は、悲惨な年であった。1572年・1573年・1585年・1586年・1590年・1600年はそこまでではないが、価格上昇は依然として鋭かった。それがどれほど正しいかわからないが、チペナム・マナー裁判所の売却は1560年代中葉・1596年・1597年には、通常より上昇した。1560年代中葉はピークで、1555年・1556年の飢饉の長期的な諸影響を反映しているといえる。これは1558年・1563年の凶作と一致した⁴⁵。1596年・1597年のピークでは1596年に4件および1597年に5件の売却は、1594年・1595年の収穫不足に、そして1596年の飢饉・1597年の凶作によるものである。1602年から1624年まで、裁判所記録の内容がきわめて貧弱である、というのはまことに運がない。なぜなら、史料が示唆するにはこれらの年度は致命的であったからである⁴⁶。

この種のマナー裁判所における取引の包括的分析は、そもそも扱う件数そのものが小さいということは別として、2つの理由により不満足なものとなっている。第1に、裁判所記録は、マナー領主が借地への転換のためにおこなった贖本保有地の購買全てを記録しているというわけではなさそうだからである。しかし、他の点で十分よく満足しうる。ほとんどの保有地の相続は、もしも必要なら裁判所記録によって捕捉できる。が、借地への転換のために導入された保有地については、一般的に真実というわけではない。半ヤードランドから1.5ヤードランドの間という「危険な状態」にあった規模の保有地7件をみると⁴⁷、2件は、すでに借地に出されていたし、1件は、1560年時点で慣習により「(領主の)意のまま」であった。これらはもちろん、裁判所記録には全くあらわれていない。残る4件のうちの1件のみ、その購買が記録にある。1560年に、慣習保有によるヤードランドの保有者、

エドワード・シャーロックは、サー・トマス・リヴェットの使用のために権利放棄した。1560年には、ロバート・コーダーが1.5ヤードランドを慣習により保有していた。1574年に彼が死亡した後、その未亡人が膳本保有地4エーカーの土地を申告した際に裁判所記録にあらわれたのみであった。それは彼が保有していた、唯一残されている膳本保有地であったはずだが、しかし、彼の45エーカーの保有地をこの状態まで減じさせたそれ以前の売却の記録はないのである。裁判所記録は、サー・トマスによって1562年から1580年までなされた少なくとも230エーカーの購買については記録していない。また、ジェランド家やラッセル家による膳本保有地の購買についても、何らの記録もない。そして230エーカーのみが1636年までの新たな借地全エーカー数だというわけでもないのである。リヴェットの購買が、1564年・1566年・1567年と落ちこんでいるのは興味深い。しかしその年度には、保有者間の売却についての記録的な件数が見られる。これにより経済的苦難が売却の背後にあったという考えは強まるのである。

裁判所記録の包括的分析が不満足である第2の理由を述べる。それは、収穫年と売却の記録をざっと比較しただけでは、相互の連関が見出せないということである。何故なら、真の凶作が連続する場合には収穫年と売却とは互いに相関するが(1590年代中葉のように)、それを除いては保有者への影響はおそらく遅れるからである。農村社会に、1つの金融システムがあるのが一般的とすると、それは凶作の影響をただちに受けることのないようにするということだし、地代を払えない場合に起こる抵当物受戻権喪失を金銭借用で防ぐのである。こういう借用によって、凶作年度と裁判所における譲渡とをうまく相関させることが不可能になる⁴⁸。金銭借用・信用は、農村社会全体の基礎の一部を作っていたように思われる。チペナム教区の遺書書と遺産目録とが明らかにするのは、以下の点である。それは、引退したヨーマン、そしてハズバンドマンでさえも、農具や家畜を捨て彼らの金を金銭貸与や抵当に投資し、利子に頼って暮らすというのが普通の慣行であったということであり、そう想定するのは正当である。最も明瞭な事例として1667年に没したジェームズ・クックの事例が挙げられる。彼はバドリングムのヨーマンで、「老齢」であったと遺言書にある。農具は持たない。だが彼は快適に暮らし、その家屋の部屋では調度がよく整う。資産は、404ポンド13シリング10ペンスで、この「財」において債権は£336。家の中には現金が55ポンド14シリング8ペンスあった。通常、ヨーマンでも臨終のとき、懐中にあるのは5ポンド以上10ポンドまでなのだが。ジェームズ・クックの遺言書によると、残された遺産受取人にとっては彼の「債券・借地・抵当」は全て、収入になったようである。というのも、彼はその兄弟に、年

8ポンドの年金を残した。そして他の多くの現金を、血縁の者に残している。1675年、チペナムのジョゼフ・テブットは有力なヨーマンの兄弟であったが⁴⁹、没時に世帯の道具は13ポンドと限られたものであった。75ポンドの価値のある麦芽を甥に残している。そしてやはり甥に残した彼の主たる遺贈品は「彼の帳簿にある債権、良好なもの和不良なもの」総額299ポンド8シリングのうち211ポンドであった。1668年没したハズバンドマン、リチャード・ターナーでさえ、その裏庭の鶏と豚2頭を残すのみであったが、75ポンドの半分以上を債権として持っていた。農業経営を活発に行っている者が金貸しに従事することは明らかにかなり特殊であった。1682年にロバート・テブットの息子の方が没した。412ポンドのうち121ポンドは「帳簿」で負債となっている。しかしこのうちいくばくかは、叔父ジョセフから相続していたものであったのは明白である。ロバートは、今だ相当の額を負ってでも農業経営をしている唯一人のヨーマンであった⁵⁰。しかしながら、企業家精神に富む者は、彼らがまだ生きている間に、抵当を手に入れることで所領を構築したことははっきりしている。チペナム教区における拡大主義のヨーマンは、私が見たどの穀作村でも対比できる人物がいる。

1600年に、スネイルウエルのマーティン・ウォレンはヨーマンであったが、遺言書を残した⁵²。彼はおそらく1684年に開放耕地を約350エーカー経営しており高く成功したマーティン・ウォレンの先祖であろう⁵¹。彼は充分裕福であり、教区教会の敷地内で埋められることを希求した。このことは常にコミュニティ内でのステータスを示すサインであった。彼の経歴は、推測することができるのみである。彼は「ラドグイト」という場所に家屋が1軒あり、ランドウエイドのジョン・コットン卿に言及し、彼に「私のかつての主人」として遺贈をしている。彼には6人の息子がおり、そのうちの1人はエラスムスと呼ばれた。1人はすでに独立していた。3人には、土地をあてがった。その土地とは、スネイルウエルおよび3教区における6名の異なる者から得たものであった。残る2人の息子・娘1人に各々100ポンド与えたが、これは1600年のヨーマン層としては大した額であった。末子ウィリアムは「勉学中の同ウィリアムを養育するために100ポンドと年金が残された。マーティン・ウォレンは妻に通常の家財道具全てとしろめ細工品、それに銀製の皿とポットとを残した。ただし「金を施したカップあるいはゴブレット」は同名の息子マーティンに与えた。スネイルウエルのマーティン・ウォレンと、州のもう1つの側にあるオーウェル教区のニコラス・バトラーは翌1601年に没したが⁵³、同様の立場にあり、かつ同様の抱負を持っていたように見受けられる。

論理的に言うとは驚きなのだが、読者からすればショックでも何でもないことがあ

る。それは、マーティン・ウォレンの娘たちの1人はチペナムのトマス・ディラモアと結婚しているということだ。これは「私の息子トマス・ディラモア」への言及からの判断である。

トマス・ディラモアは、大拡大主義者で、1636年に、1544年の時点で15人の他の人間が墾耕していた土地を経営していた。1638年には、自分の遺言書に「老齢」と記した。7人の息子のうち1人に、トマス・コレンのものであったウッドイトン教区の謄本保有地全部を、トマス・コレンの未亡人の死後、復帰権を行使できるようにして残すとともに、トマス・コレンのもう1つの16エーカーの土地についての抵当権を残した。これはディラモアが権利喪失を明らかに期したものである。残念なことにディラモアの遺産目録は残っていない。しかし、その遺言書になされた現金の遺贈のみでも450ポンドという莫大なものである。残余産についてははたがって不明である。

ジェームズ・クックやトマス・ディラモアのような人々は、凶作時には苦境に陥った農業経営者にしばしば短期的な解決を提供していたに違いない。保有地は、ある場合には、余分な現金を持ち合わせるこれら企業家的なヨーマンに抵当に出されていたはずである。それは、彼らがマナー裁判所で譲渡を公的にするためにやってくる何年も前のことなのである。トマス・ディラモアは実際、現金を残して、ウッドイトン教区で、彼に抵当に出された土地を、相続人として選んだ息子が支払う一時金とした。もしもこの種の取引がしばしば生じたなら、そしてそうであったと史料は示すのだが、マナー裁判所記録の包括的分析から得られるような凶作の諸影響に関するイメージは、あいまいなものとなるのは避けられない。負債はまた、ボーヴェの小農が1647年以降土地からひきはなされた梃子（てこ）であった。グベール教授は「小農の風土病的重荷」について言及している⁵⁴。

ケース・スタディとして、1560年における半ヤードランドから1.5ヤードランドまでの5つの保有地が⁵⁵1636年までにはもはや消失していた事例を検討するのは、なぜ、そして正確にどの時点でそれらが消失したのかを知る良い手立てである。借地となった6分の1の保有地は、16世紀中は、大部分謄本保有地のままで、その転落も跡をたどることができる。1598年以前には、これら危険な位置にあった保有地で消失したものは1つもなかった。1560年にトマス・クラークが保有していた半ヤードランド保有地は豚舎と16エーカーと裁判所記録には記載されている。これらは1636年には、ジョン・フランシスとトマス・ディラモアとで分け合っていた。1563年または4年、トマス・クラークが没した。息子のトマス・クラークは未成年で、その母親とともに権利が認可された。1578年には自分自身の権利が

再認可された。跡つぎは無く、1592年に兄弟であるウィリアムが権利を認可された。2年後にはウィリアムも没し、その息子のウィリアムが認められた。しかし、ウィリアムも短命であった。1597年、寡婦であるおばが一家の唯一の生き残りで、1560年のもともとの保有者の娘であったのだが、再認可された。1598年には権利放棄し、ジョン・フランシスの使用になったが、そののち消失した⁵⁶。

保有地の不動産権譲与は、人口学的不幸という問題であるとすることもできるかもしれない。1598年に拡大主義の膳本保有者の1人の手に譲渡された、というのも純粋なまぐれ当たりであったのだろう。その1598年の直後4年間に凶作となり、チペナム教区における売却がピークに達したのである。しかし極めて印象的なのは、他の半ヤードランドのうち、少なくとも2件もまた1598年に売却されていた、ということである。アンソニー・ヒルズが1544年に保有していた小保有地農場と半ヤードランドは、3エーカーほどの慣習保有地とともに、その妻であり1560年までに再婚していたマーガレット・ブライスが保有した。1593年に彼女が没すると、アンソニーの最も近親の相続人であるトマス・ヒルズが認可された。だが、彼はそれらを保ち続けなかった。1598年に保有地の一部をトマス・ディラモアへ譲渡した。人口学的不幸は、ここには存在しなかった。そうではなく、その保有地が繰り返される一時金に耐えることができなくなっていたのである⁵⁷。トーマス・ヒルズはたぶんまだ若輩であった。なぜなら父親の小保有地を1592年に相続しただけだったので。

1598年に売却あるいは少なくとも細分化することになった半ヤードランドの最後は、ジョン・クレメンツのものであった。1566年にジョン・クレメンツが没すると、彼の未亡人のアリスが18エーカーを保持し、それは1591年に息子ジョンに譲渡するまで続いた。彼は少なくとも24歳であったはずである⁵⁸。1598年、ジョンはトマス・チーズライトの利用のために保有地を譲渡した。1598年から1636年の間に、それは借地保有になったようである。

1598年以前は、危険な状態にあった保有地の1つたりとて消えてはいない。そして、16世紀の物価上昇の真っ最中でも生き抜くことができた。物価上昇期に半ヤードランド保有者がやりくりできなかった、というのではなく、50エーカー以上の保有者がとてもうまくやったので、小規模保有地が市場に出されるとそれにとびつける位置にあったのだ、と言うのが正しいところだろう。1598年の売却が実際に収穫状況に関係していたのかどうか。そんなにうまく一致するのか。あるいは、これが実際に純粋な一致なのかを述べることはできない。たぶん、これらの保有地は1598年には失われていた。なぜならその保有者たちはすでに債務を負っていた

か、あるいはそれに先行する年月のうちにそれらを抵当にしていたのである。しかし少なくとも、チベナム教区においては、致命的な時期を全体として 1560 年から 1636 年までの時期よりもっと絞り込むことができる。危険な状態にある保有地は実際には 1598 年から 1636 年までに細分化された、ということも言う。また、こうも言える。すなわち最初の売却はそれまでに記録されている中で最高値の穀物価格に追随した、と。

1602 年以降の裁判所記録の不足は、残る保有地が失われた時期について正確を期すことを困難にする。1598 年から 1633 年の間、そのうち 2 つは明らかに抵当にされた。

そのうちの 1 つはスコット家の半ヤードランドである。1597 年に没するまでの 37 年間、少なくとも 1560 年の地代帳に名前がのった時から、ロバート・スコットの生活を支えていた。だが、彼は 1560 年に保有していた 1 つの余分な保有地と小農場とを 1580 年に売却した。1624 年に、オーガスタス・スコットは彼の小屋と半ヤードランドを、息子フランシスと養女フランセスカの使用のために譲渡した。しかし 1628 年のマナー裁判所で、オーガスタス・スコットは保有地をジョン・ケントの使用にした。1625 年あるいは 1626 年に、ジョン・ケントが没した。それでマナー裁判所での最終的な譲渡は、少なくとも 3 年間、抵当を続けている。この 1628 年の譲渡はスコット家の半ヤードランドの最終的消滅を意味する。1636 年の調査で、息子のジョン・ケントは慣習保有地を 84 エーカー保有していた。

そのずっと後になっても、ロバート・シーンの保有地が消失した。1560 年には、彼は 1560 年に 1.5 ヤードランドを保有していた。1584 年には息子トマスが保有を認可された。彼は 1632 年の裁判所開廷の時期までには没しており、その長男で同名のトマスが相続した。しかし 1633 年、そのトマス・シーンが没し、それにさきがけ「屋敷地およびすべての土地とその付属物」と示されていたものをトマス・ディラモアに譲渡していたことが、ディラモアの申告でわかるのである。1636 年の土地調査記録は、トマス・ディラモアが 1560 年にロバート・シーンのものであった土地をすべて保有していたことを示す。例外は、ジョン・ベントリーが手に入れた 4 エーカーである。危機下にある保有地の最後の部分が、裁判所記録を通過することでたどれる歴史は終わってはいない。ウィリアム・ハーレイは 1560 年に半ヤードランドを保有していたが、1602 年までの裁判所記録にハーレイは出てこない。1602 年にウォルター・ハーレイなる者が、6 エーカーになる一地片をジョン・フランシスに売却したのである。それがどれほど役に立つかはわからないが、1602 年の裁判所記録で売買として判読できるものは、以前の記録よりもより断片の売却

という印象が強い。トマス・ディラモアが、200 エーカーという彼の膳本保有地を構築した時期について情報が欠如している、ということで次のように感じるようになる。すなわち鍵となる時期はおそらくこの 1600 年からで、そのときから裁判所記録が不備になったのである。一般的にそれらは相当信頼しうるので、1602 年以前でトマス・ディラモアの唯一裁判所記録に残された獲得とは 1588 年の約 74 エーカーのものである。それはほとんどが、すでに保持されていた膳本保有地から成るもので、1544 年には直領地経営者の手にあつた。1598 年にはまた、アンソニー・ヒルズの半ヤードランドの部分、3 エーカーを購入した。ジョン・フランシスの 94 エーカーは、父エドマンから相続した。彼は 1560 年代の売却の早期のブームの時点から利を稼いでいたらしい。1564 年には、2 ヤードランド、14 エーカーの保有地を蓄積していた。

保有地の構築あるいは消失の道筋には、もう 1 つ考察する要因がある。これは次男以下への供与のことである。寡婦のための供与もまた、一般的に社会の関心事である。必ずしもそれほど厳密に関連しなかったかもしれないときでさえ、そしてもちろん実際にしばしばそうだったのだが、保有地への重荷を 1 つつけ加えることとなった。それは考慮されなければならない。

準分割相続でさえもが持ち得た効果は、1632 年の裁判所記録における記載事項によってくつきりと描かれている。シーン家の保有地を扱った際のことである。これは最終的にトマス・ディラモアの手に落ちた 1.5 ヤードランドの保有地である。1636 年の土地調査記録への注記が、ディラモアとジョン・ベントレイが両者、当該保有地の各部分を手に入っていたことを明らかにする。裁判所記録はその理由を説明する。17 世紀の変わり目以降、遺言書が法廷で読まれるのが通常となり、しばしば引用された。1632 年 4 月法廷の時点でジョン・シーンは前回の法廷の後死亡していた。その息子のジョンおよびトマス・シーンが来廷し、遺言書を読み上げた。故トマスはジョンに 4 エーカーの耕地を残し、8 シリング 4 ペンスの一時金で認可され、「私の家屋および私の土地への地代すべて」はトマスへ残した。トマスは、12 ポンドという高額の科料を課されたのである。主たる保有地の歴史は既に語られた。しかし 1634 年、ジョン・シーンはその 4 エーカーの相続分をジョン・ベントレイへ譲渡した。ジョン・ベントレイが、その保有地での利益を手に入れたのである。

相続慣行

土地の一部を譲与することは、次三男にすれば、そのままでは生活の援助のため

には適当ではなかった。単に主たる保有地を弱らせ、拡大主義者のすることをより容易にするだけのことであった。残存するチペナムの遺言書を見てみると、そういう相続慣行がいかに行き渡っていたかを見て取ることができる。

1520年から1680年まで、チペナムで遺言書を残して死亡したのは12名で⁵⁹、1人以上の息子に残した。故に、土地分配のパターンが相続によってどのように影響を受けたか知る手がかりとなる。12名のうち2名のみは、1人の息子に土地を残し、他の子どもには足がかりとなる土地を一片でもわけあたえるという試みをしなかった。12名のうち7名は、子ども達の間で真に分割を試みたか、あるいは土地の大部分を1人に残し、他の者には小地片を与えた。それらの小地片は、ときに入念な購入によって得られたものだった。いったいに、次男以下に小地片を与えるというような試みをする者は、いくら有力な者なのである。たとえばエドモンド・フランシスのように。彼は、1570年、息子のジョンに60エーカーの屋敷地を残し、母の死後、他の息子のジョージに持ち家と14エーカーを残した。両者とも1564年に購入されたものだった。ジョン・ホジキンは、きわめて有力なヨーマンであり直領地借地人であった。1647年に没したとき資産価値は552ポンドにのぼった。借地保有が100エーカー以上と慣習保有地が少なくとも40エーカーあった。長男のマーティンも自身の遺産目録を残している。彼は、共同残余遺産受遺者であり、父の農場と家屋を事実上そっくり保有した。変化といえば、彼が広間に1組のパージナル（一種のハーブシコード：訳者）を加えたことである。次男は、徒弟に出された。彼はまた120ポンド残されてもいた。選んだ手工業がなんであれ、その職人としてやっていくために。末の男子は、父親が又貸ししていた自由保有権による家屋と「土地・牧草地・放牧地」と「老ジョン・ターナーから購入した膳本保有地10エーカーを残された。」「老ジョン・ターナー」は、1602年に父親のヤードランドについて認可され、1623年の法定で10エーカーを、すでに又貸しをしていたジョン・ホジキンにあらためて売却した。

1544年の調査で、ウィリアム・クラークは1ヤードランドを保有していた者の1人であったが、次男以下の子どもたちに小規模保有地を提供するよりは、なるべくその5名の息子達の間で平等に分割しようと試みた。マーティンは又貸ししていた家屋を1軒残された。また、播種用の大麦も残された。トマスとニコラスで、トマスが既に住みこんでいた家屋と播種用大麦を分割した。残る2人の息子は、各々現金2ポンドのみ残すことができただけだった。ウィリアム・クラークが自身占有したヤードランドは、妻に生涯不動産権で残し、その後はまだ生まれぬ子に、とした。もしもその胎児が生きのびることができなければ、保有地は現金のみ残された2人

の息子のうちの1人に渡ることになっていた。かように、ウィリアム・クラークは、なんとかして4人の子供に土地をわけたのである。

保有地の再分割の最も興味深い例は、1637年に没した大拡大主義者トマス・ディラモアの事例である。残念ながら彼の遺産目録は残存していないが、彼の遺言書はそれ自体できわめて明らかにすることが多い。遺言書が語る通り、彼は「病気でなく老衰で」死亡した。2度結婚をし、先妻との間に息子トマスが1人おり、2人目の妻との間には6人の息子と4人の娘があった。トマス・ディラモアは、娘に各々100ポンドの持参金を残したが、当時としては法外であった。彼はチペナムの保有地を拡大しただけでなく、ウッディトン教区にも保有地を抵当で得ていたが、相当大きかったのだろう。一時金が40ポンドであった⁶⁰。彼はまた近隣のフォーダムの教区に、家屋と少なくとも半ヤードランドを、フレッケナム教区にもう1件何エーカーかを購入した。故に、彼の取引は少なくとも4つの教区をカバーしていた。保有地の相当部分は、先妻の長男トマスに渡った。彼は、チペナムの土地全てを手に入れた。実際、それらのうちのいくつかは、既に彼の手に渡っていた。チペナム裁判所記録の記入事項の1つは、トマス・ディラモアのビジネスとしての取引に光を当てる。1598年の、ヒルズ家の半ヤードランドおよび5エーカー余を取得したことについて明らかにする。それはただちに息子に譲渡された。1599年には、74エーカーと様々な家屋敷地を譲渡した。これらは1588年に息子トマスが手に入れているが、彼はそのとき既婚だった。父の死の40年前のことである。ディラモア家がチペナム教区で手に入れていたものとともに、ウッディトン教区の土地もいくらか手に入れた。だが多くは、もう1人の息子である兄弟ロバートに渡った。フォーダム教区の土地と残余は、三男コリンへ渡った。コリンは母とともに遺言執行者であり、母の死後相続した。全体としてトマス・ディラモアはその土地を分けたが、彼はそれを教区における基盤を前提におこなった。適当な保有地を3人の息子に与えて自律させた。他のうちの2人については謎であった。既にどこか他所で独立していたのか、それともお気に入りから除かれたのか。なぜなら各々、5シリングか10シリングをつかまされ追い払われたからである。もう1人は10ポンドで、末子であり、明らかにまだ幼少だった。その母親の生存中、4ポンドの年金を残された。現金の遺産としては、未亡人と息子1人が、450ポンドの支払い義務を負った。さらにチペナムの土地の1つとして彼らの手に入っていないことを考えれば、残余産は同時代の見地からすればとても大きかったに違いない。

それゆえ、チペナム教区では、次男以下にも土地を与えて独立させる大きな努力がなされた。ウィリアム・クラークのヤードランドのような保有地が関与する土地

では、家族の単位は弱体化し、凶作を切り抜ける能力を減じさせ、生活力のある経済的単位として生きのこる能力を減じさせる傾向があったにちがいない。次男以下に土地を与えるという努力がなされないときでさえも、現金を与えて生活を始めさせるという努力が保有地としては弱体化の結果を伴ったのである⁶¹。保有地に背負わされた重荷は、経済的見地からすると明らかに非常識であることもときどきあった。バドリングラム教区のヘンリー・レーンは、家屋と豚小屋のみ持つにすぎなかったが、1669年の遺言書ではそれらは長男へ残され、相続したあかつきには、その弟妹に4年間、年5ポンドの遺産を払わなければならなかった。家族のうち、少なくともその若年のメンバーの幾人かに土地を提供するという常の社会的な努力は、最終的には、拡大主義者たちに、それが領主であろうと大地主であろうと、より一層の機会を与えたのだ。一方、より裕福なヨーマンがまったく同じ関心を持ち、トマス・ディラモアやジョン・ホジキンのような者の、土地の再分割への意欲は、真に大農場と呼ばれるものの発展へのブレーキとして機能していたにちがいない。しかし、中規模の農場消失は証明されたので以下のことは疑いない。そういった中規模層の人々を土地からはがして、増大しつつある賃労働者層へと押し込んでいく経済的力は、コミュニティができるだけ多くの子供らに土地を供給しようと常に行う努力よりも強力であった。

寡婦への供与

寡婦への供与に関しては、チペナムはオーウェルと大きく違っていた。22名が、未亡人と相続能力のある子供とを残した。オーウェルでは、息子が21歳になるまで未亡人に残し、そのあとは注意深く居宅室を指定するのがふつうであった⁶²。チペナムでは、教区内の独居婦人は長男に預けられ、住居権のみ残された。極端な例として、1590年にロバート・ガイルが没したが、「正直な証人の面前にて彼の子どもには彼の財産の何一つとして与えず、すべてを妻に与えると言いきった」。1560年にロバート・ガイルなる者が、借地保有地と恣意による慣習保有地200エーカー保有していたが、もし同一人物なら、たぶん繁栄したままでいたのだろう。17世紀初め、ジェームズ・クレメントが没した。彼は3人の息子、5人の娘を残した。彼はロバート・ガイルと同じくらいその妻を信頼した。というのも全残余財産を彼女の自由裁量にゆだねたからである。部分的には「神の喜び及び私の精神の富」にふりむけた。チペナムの標準は遺言書によれば、未亡人に家と土地での生涯不動産を残すことであった。遺言書の4分の3が⁶³そのようにしている。これらの婦人の多くは、とても栄えた者の未亡人であることははっきりしている。オーウェルでも

生涯不動産を残されているのはわずかの人数であった。1570年5月から10月の間にエドモンド・フランシスが没した際、彼は、1560年地代帳に記録されているそれぞれ60エーカーおよび14エーカーの膳本保有地のついた家屋敷を2件、依然として持っていた。息子のジョンにその60エーカーつきの家屋敷を、妻マーガレットに14エーカー付きの方を、残余はもう1人の息子ジョージに残した。1570年10月14日、法廷はマーガレットとジョージに14エーカーを、ジョンに60エーカーを認可した。1582年におそらくマーガレット・フランシスが没したので、ジョージが同保有地を再認可されている。トマス・ディラモアの妻フランシスは、フォーダム教区に家1軒と土地を生涯不動産権で残された。さらにまた、息子の1人と共に残余産受遺者であった。ジョン・ホジキンは、1647年に財の評価が552ポンドだった。妻アンに、チベナム教区そしてケンブリッジおよびサフォークの膳本保有地および自由土地保有地を全て生涯不動産権で残した。そしてまた、彼女を長男マーティンと連帯残余財産受贈者にした。

しかし、豊かな者だけが、妻に生涯不動産を残したと限ったものでもない。1552年から1554年までに、ロバート・クレメントが没した。成人になっていた息子ジョンは、遺言書の遺言執行監督者であったが、家屋は妻マーガレットに生涯不動産権で残した。そしてジョンをその相続者にした。もっと貧しい者でも同じ方策をとった。1609年、ジョン・ラウニングは、バドリンガム教区の労働者であったが、家屋は妻のアンに生涯不動産権で残した。彼女の死後、売却されるものとし、その収益の半分は息子に、半分は2人の娘に渡すものとされた。

裁判所記録でも、寡婦に生涯不動産が残された例が増大している。1人の男性にとって、保有地登録の際、それをいったん権利放棄し、そしてその妻とともに再登録するというのがふつうの手順であり、それゆえたぶん彼女にそういった権益を与えるのである。かくして1597年、オーガスタス・スコットは、父の半ヤードランドを相続し、そしてただちになされる譲渡を妻キャサリンとともに再認可された。1564年には、トーマス・クラークが没し、妻マーガレットと息子で跡継ぎのトマスに、16エーカーと豚小屋を残した。1580年には、トマスは自分自身の権利で認可された。おそらく母親の死後のことだろう。

この像には誇張があることは疑いない。息子らが未成年の間のみ権益を許されている寡婦の遺言書の一例として、ウィリアム・ヘイロックは1566年にチベナムの家屋と土地を妻に残したが、息子ジョンが21歳になるまでのみであった。裁判所記録にも1589年のマリア・スタッピングスのような寡婦の例は多数ある。彼女は相続人が20歳か21歳になるまでということで、夫の保有地を認可された。だが、

チペナムでは寡婦はふつう、保有地に相当の権利を持っていたにちがいない。また、息子の成年後も法的な権益を保持していることがしばしばだった、と見る向きもあるだろう。実際には、息子が成人すると頻繁にかつ望んで保有地の経営を放棄していたに違いない。これは彼女が、法的な分け前を保持していたかどうかは別とする。ときどき、全ての法的権利を投げ打つ者もいた。1591年、アリス・デイレルはかつてジョン・クレメントの妻であったが、1567年の彼の死に認可されていた18エーカーの屋敷地を譲渡した。彼女の認可についての相続者についてはなんらの言及もなかった。しかし、彼女は彼女の息子のジョン・クレメントおよびその相続人に譲渡した。彼女自身の認可以来24年が経過し、息子の法的年齢に達したということで強制的譲渡があったことはうたがいない。権利放棄の方を選んだにちがいない。

チペナムの寡婦たちがつつましげに行使した力の好例は、フィリッパ・テブットのそれである。1668年に没しヨーマンであったロバート・テブットの「愛妻」だった⁶⁴。60エーカーの膳本保有地を除き、その相当の残余産を全て残した。その60エーカーの膳本保有地とは、妻の父へ遺され、その負債の支払いの金として売却するためのものであった。ロバートの遺言書には息子や娘についての何らの言及もないので、子なしのような印象をうけるが、そうではなく、1682年未婚の息子ロバートが没している。彼は、そのチペナムの所領を彼の妹に残している。その中には父が売却するといった60エーカーも入っていた。というのも、彼が言うように「上記の私の父親の負債は、私の亡き母親が死亡するまでに他の方法で支払っていたので」。こうした女性はあきらかに力強い。

もしもチペナム教区で、寡婦が夫の保有地に生涯不動産をもつのが普通だったとすると、人口動態的に何か反映されるのではと期待する向きもあろう。再婚は頻繁であったにちがいない。息子らはいくぶん遅く結婚した。通常想定されるように、父親の死後ただちにほとんどが結婚するというパターンに従うよりも。出生率の全般的な微減は、その結果であったかもしれない。そして16世紀におけるこのコミュニティの規模が比較的安定していたことは⁶⁵、こういった社会的慣習と関係があるのかもしれない。もしもそうした史料が存在すれば、人口動態的調査も確かに報われるというものである。

結論

1560年から1630年まで、15エーカーから45エーカーまでの保有地が消失した。この規模は中世の保有規模をなすものであったとされるが、人口の規模に変化はなかった。そのため示唆されるのは、状況により人々は移動を強いられた、ということも

のである。50 エーカー以上の保有者数が増大し、また小屋住みの数も増大した。裁判所記録を詳しく検討すると、問題となる保有地は 1598 年から 1636 年までの時期に消失した⁶⁶。相当の贖本保有地の借地への転換がマナーにおいてあったが、多数の贖本保有者とその土地を彼らのより裕福な同朋の贖本保有地にただ単に付け加えてより拡大させたということは、領主の行動、法的な要因が変化の根本ではない、ということを示す⁶⁷。はっきりした証拠がないので、凶作のために小農が土地を売却するようになったかどうかはわからないのだが⁶⁸、チペナムでは 1598 年に危機的状況にある保有地の消失が始まった。例外的に悪い時期といえる。同様に真実なのは、これまでに示した例が示すように、1590 年代までの物価上昇のもっともひどいときの 30 年以上を、15 エーカーないし 18 エーカーの保有地で人々がなんとか生計をたてねばならなかったということなのである。そこに、さらなる重荷が、そうした保有地におおいかぶさりさえしていたのであるが。それは名目では不分割相続地域においてであったが、1 つの結婚により生まれた息子全員のためになされた供与により、また未亡人の権益によるものであった。16 世紀末までには、大規模ヨーマンが大変よくやっており、いつでも市場にやってきさえすればより小規模な保有地を買うことのできる立場にいた、と論じることができる。これは、小が強制されて売った、というのとは幾分かがうのである。しかしながら、そうであってさえ、諸要因がどんなぐあいに解釈されようと、チペナム教区では法的要因よりもどちらかというとな経済的な要因の方が強い。そして、その消失の時期はとても短い。17 世紀の最初、ただの 30 年間なのである。少なくともケンブリッジ州の 1 村では、われわれは『小土地所有者の消失⁶⁹』を少なくとも 1 世紀は早めるように改めなければならない。

フランス・ボーヴェ北部の穀作地帯については⁷⁰、史料の限界のため、グベール教授は、1660 年以後の時期に限定して極めて詳細な分析をすることになった。彼は、私が本書で叙述したような分極化の型を発見した。そして、ピカルディの穀作高原地帯を「荒涼とした田舎であり、ごく単調なタイプの農業経営がなされ、(そこでは)小農社会は、ただ残虐な対照をなして現れる。コントラストでのみあらわれる。社会の頂点には、大規模農業経営者が 5・6 人の労働者によって防御されるようにしてあり、底辺には多数のみじめな零細農の層があった。そして彼らの間には何もなかった」。このように叙述している。グベール教授は、1600 年から 1635 年の間の時期には⁷¹社会集団の間の対照はそれほど著しくはないと推論した。もっとも、それは証明はできない。同じ時期、チペナムでの分極化のペースはおそらく最も高まった。1647 年から 1653 年までは、ボーヴェの穀作地域における小農にと

って、もつとも致命的といえる時期であった。それはチペナムでは 1590 年代およびそれ以降に起きたことである。グベール教授の言では「負債に押しつぶされ、小農は彼らの土地の大部分を債権者に手渡さなくてはならなかった。」とある⁷²。

そのため、時期こそ違ったが、同じ仕組みが作用したのである。「より富裕な農民たちが、売るための余剰穀物を持っており、それらを、相当の利ぎやで販売した。なぜなら穀物の価格が 2・3・4 倍と上がっていたからである。それゆえ、より富んだ彼らは小農層の債務者から土地を買い上げたのだ⁷³。」

1650 年代以降、ヨーロッパ中で穀物の生産者は困難な状況にあったことは明らかである⁷⁴。ライ麦価格は穀作農業経営者の運の指標となるものだが、それは家畜の価格よりもずっと下落した。1650 年から 1 世紀の間、ライ麦価格は 1600 年から 1650 年までの価格の 65% の平均しかなかった。ポーヴェ住民の多くの者に窮乏と飢えをもたらした出来事は、1597 年から 1636 年に土地を追い出されたチペナムの中規模農民の不運よりも、このヨーロッパの年代記によく適合する。しかしやはり、チペナムにおける小規模な災難を「17 世紀の危機⁷⁵」と呼ばれる全般的な態様に、あてはめていきたくなる。1650 年代よりもずっと以前に土地を追い出された小規模穀作農民に関するこれらの例は以下の著者の示唆を十分に立証づけるのである。すなわち、17 世紀における経済の全体的な不況期よりもずっと以前の時期には、中世の基準である半ヤードランドないし 1 ヤードランドの保有者は、そして 1.5 ヤードランドの保有者であっても、物価上昇期に凶作があると苦境に陥ったのである。分極化が一般化に適合しない、というのであれば、その一般化の方が修正されなくてはならない。その逆ではない。これは確かなことである。

注

¹ C.R.O.,R55/7/5/1(15).

² C.R.O.,R55/7/1(1).

³ C.R.O.,R58/16/1.

⁴ 地図 1 参照。

⁵ C.R.O.,R55/7/1, f(1509-47), g(1557-1601), h(1602-24), i(1626-38).

⁶ フォーダム大聖堂主任司祭管区における遺言書および遺産目録は、ベリー・セント・エドマンズおよび西部サフォーク公文書館にある。ここの前古文書保管人であるストレーザム氏には常に親切な支援をいただいた。心より感謝する次第である。

⁷ チペナム教区はノリッジ主教管区フォーダム大聖堂主任司祭管区に属する。イーリー主教管区ではない。それゆえ、謄本（公式な写し）はノリッジ中央図書館内のノーフォークおよびノリッジ公文書館にある。

⁸ 各家屋に 4 名ないし 5 名の人々がいると計算している。だが、家屋を持たない保有者、転じて 2 件以上家屋を持つ家屋のない保有者がきわめて多く存在するため、建っている家屋の数をもとに議論しても、あてにならないこと必定である。保有者の幾名かは教区の住民ではなく、また幾つかの家屋には誰も住んでいないからである。

⁹ 教区登録簿が存在する最初の 10 年間で 111 名が洗礼を受けている。

¹⁰ 1567 年から出生数は、1581 年に再びピークを迎えるまで下落した。1581 年以後、1595 年までさらなる下落を見ることになる。そして 1600 年以後緩やかな回復があり、1620 年代初めの凶作終焉まで、同様の全般的下降がある。その後再び回復した。1603 年の陪餐（ばいさん）会員数報告書はノリッジ司教管区では残存しているが、チペナム教区に関しての数値は、あまりにもあり得ないものとなっている。そのため、1563 年の世帯数に関する主教調査記録がチペナム教区では欠落していることを埋め合わせるものではない。なお、1563 年世帯数調査記録はイーリー主教管区では残っているが、ノリッジ主教管区では残っていないのである。1603 年のチペナム教区陪餐会員数は、たったの 66 名である。この少なさでは、教区の僅に 200 名を超える住民を馬鹿げたほど低く見積もることになる（*V.C.H. Lecestershire*, III, 140-3 において、コムトン・センサスについて C.T.スミスが確立し、彼が試みのために 1603 年陪餐会員数報告書を人口数の基礎として用いた 2.8 という乗数を用いている）。それは他に入手できる情報のいずれにも合わないし、おそらく正確ではない。活字化された版では 'cxxvi' (124) となっているが、これは原本から翻刻する際の誤りである。そこでは、信じがたいことに 'clxxvi' (176) が、'lxvi' (56) になっているのである。著者は、ベリー・セント・エドマンズおよび西部サフォーク公文書館の前古文書保管人 A. R. アラン氏に多くを負う。アラン氏は彼の私的な調査からこの情報を与えてくれた。

¹¹ なぜなら、当教区についての炉税の数値はバドリンガム小村の値を合計から分けていないからである。全部で 76 軒の家屋がチペナム教区では課税されているが、たぶんバドリンガムの分も含む。それよりもただの 5 年前にバドリンガムの地図が作成されたときには、当地では少なくとも 9 軒の家屋があった。もしもチペナムに 76 軒がすべてあったとすると、その家屋数、そして家族数の増加は 1544 年以来、まさに 20%以上になる、M.Spufford, *Chippenham*, pp.44-5.

¹² 教区登録簿は 1666 年から 1680 年の直前までに人口の自然増を示している。埋葬数は 1677 年から急速に増加し続け、1680 年代の 10 年間で洗礼数を半数以上凌駕する。その後新たな上昇が 1770 年まで続く。

¹³ M. Spufford, *Chippenham*, pp.46-7.

¹⁴ *Soil Survey of England and Wales*, Sheet 188.

¹⁵ 地図 1 参照。

¹⁶ 収穫以前、6 月に作成された遺産目録は完全なもののように思われる。そして、おそらく、収穫直後の 9 月に作成された遺産目録についても同様である。ある穀物は売却されたり食用にされたかもしれない。そのため、収穫高の像はゆがめられている。その危険は時間がたつにつれ大きくなる。11 月に作成された遺産目録、さらに悪いのは 1 月のもので、信頼性がより低い。

¹⁷ K. J. Allison, 'The Sheep-Corn Husbandry of Norfolk in the Sixteenth and Seventeenth Centuries', *Agricultural History Review*, V(1957).

¹⁸ M. Spufford, *Chippenham*, pp.20,44.

¹⁹ *Ibid.* p.54

²⁰ *Acts of the Privy Council, 1630-1*, pp.158-9, no.445. この参照については私はジョアン・サースク博士に負う。

²¹ M. Spufford, *Chippenham*, p.47.

²² M. Spufford, *Chippenham*, p.38.

²³ *Ibid.* pp.39ff.

²⁴ これはほとんど確かに借地台帳における欠落である。おそらくエーカー数の小さい保有者を無視しているのである。

²⁵ A. H. Johnson, *Disappearance of the Small Landowner*, H.J.Habbakuk, 'La disparition du paysan anglais'.

²⁶ M. Spufford, *Chippenham*, p.46.

²⁷ *Ibid.* p.48.

²⁸ P.R.O., E179/81/137. M. Spufford, 'Rural Cambridgeshire', pp.105-8.

²⁹ C.R.O., R55/7/43/2.

³⁰ C.R.O.,R55/7/43/5.

³¹ M. Spufford, *Chippenham*, p.46. pp.38-9.

³² 利用可能な遺産目録 31 件のうち 9 件。

³³ だが、この点を明らかに示すために炉税の分析を行うことができなかったことについては、前述（第 2 章）を見よ。

³⁴ C.R.O., R55/7/7/88. 著者にとって、1664 年の地代の一覧が慣習保有地からなのか、借地保有地からなのか、については明らかではない。それは、テブットやテットサルのような、30 年前に借地保有地のみ経営していた家族を含む（表 3）が、あわせてディラモアのような、その父親が同様に膳本保有地のみ経営していた人々を含むのである。主たる点は正しく残る。テブットのような、家族が借地保有によって始まった人々は、彼らの農場を広げるのに十分なほど裕福で、おそらく相当の膳本保有地も得ていたのである。

³⁵ チペナム教区のサー・ウィリアム・ラッセルはチャールズ 1 世の友人であった。チャールズは、市民革命（内乱）が始まったあとの気散じに、彼の許を繰り返し訪れボウル・ゲームをしている(D.and S. Lyons, *Magna Britannia* (London 1808), II, 166.)。だが、ウィリアム・ラッセルの相続者はサー・フランシスであるが、彼は 1643 年に議会軍の大佐になっている。そして、彼の子どもうちの 2 名はクロムウェルの子どもと結婚しているのである。サー・フランシスはクロムウェル政権期の貴族院議員として終わっている(*The Complete Peerage*, new ed. By Vicar Gibbs, IV [London 1916])。サー・フランシスは 1654 年まで父を相続しなかったのではあるが、チペナムの保有民が巻き込まれたことは十分にありうる。序文を見よ。

³⁶ C.R.O., R55/7/7/88, pp.26-7.

³⁷ C.R.O., R55/7/1(cc)(1694-9).

³⁸ 第 2 章参照。

³⁹ Eric Kerridge, *Agrarian Problems in the Sixteenth Century and After* (London,1969), pp.37-41.

⁴⁰ 表 2。

⁴¹ M. Spufford, *Chippenham*, pp.34-5.

⁴² 107-8 頁参照。

⁴³ 8 つの農場についてそうした計算が成立する。

⁴⁴ グラフ 3 および 5 の注および付記 1 参照。

⁴⁵ 著者は、収穫高の質を査定するために、入手可能であれば大麦とライ麦のデータのみを用いるのを常としてきた。だが、ホスキンス教授の収穫高指定、W. G. Hoskins, 'Harvest

Fluctuations, 1480-1619', pp.28-46.に時々頼ってもきている。これらは、C. J. ハリソン 'Grain Price Analysis', pp.135-55 で議論され、また時に修正されている。ハリソンは、ホスキンス教授と同じ史料を用いながらも、小麦のみならず穀物全ての価格の 31 年移動平均を基にしている。これにより、興味深い差異が導かれ、適当なところでは、著者はホスキンス教授のものよりも、穀物全てに基づく指定を選んでいる。著者は、1558 年および 1563 年の収穫高を「貧弱」とした。だが、これらの年度については大麦の価格の上昇のみを基礎にしている(Thirsk, *Agrarian History*, IV, pp.818-9)。大麦を省くと、ホスキンスおよびハリソン双方の計算ではこれらの年度は「平均」か「豊富」になりさえする (Thirsk, *Agrarian History*, IV, pp.818-9)。

⁴⁶ 130-1 頁参照。

⁴⁷ 111, 116 頁参照。

⁴⁸ 公刊予定の論考。J. R. Ravensdale and Margaret Spufford, 'Money lending in Rural Society' (本稿がレイヴェンスデール博士の死亡により未刊行で終わったのは誠に残念である：訳者)

⁴⁹ 118, 124 頁参照。

⁵⁰ 1668 年に査定官がロバート自身の父親の財に価格をつけた際、彼らは彼の負債について無視したことを認めていた。

⁵¹ 116 頁参照。

⁵² Bury St Edmunds and West Suffolk R.O., Will Register Coppinge. 第 13 章参照。

⁵³ 第 4 章参照。

⁵⁴ グベール教授の知見は翻訳され、圧縮された形で Professor Goubert's *Beauvais et le Beauvaisis de 1600 a 1730* (Paris1960) 'The French Peasantry of the Seventeenth Century: A Regional Example', in *Crisis in Europe 1560-1600*, ed. T. Aston (London 1970), pp.163,165.

⁵⁵ 123-5 頁参照。これらは 1560 年に 15 エーカーから 51 エーカーまでの 13 の保有地である。そのうち 1 件が残存した。7 件は領主のものとなる。購買の日時はすべて特定できない。ここで詳細に研究した 5 件は拡大主義ヨーマンの手に落ちている。

⁵⁶ トマス・クラークの保有地の限られた一片が領主の手中に落ち、借地に転換される過程を見出せるのは 1560 年に彼が保有していた自由土地保有 1 エーカーであるのは興味深い。保有地の形態は保有地の運命にとってはほとんど関係が無いように思われる。

⁵⁷ 33 年間でそれに課された唯一のものは、マーガレット・ブライスの死の際の 3 ポンドであった。これは、その当時の科料のごく一般的水準のほぼ典型であったと思われる。

⁵⁸ 135 頁参照。

59 著者が扱う遺言書のサンプルは半端にできあがっている。1520年から1640年までの時期の早期から残存する37件、残存する遺産目録とともにある、別の15件である。より多くの遺言書が1640年から1700年の時期にかけて確かに残存するが著者は見ていない。

60 1599年にチペナム教区で74エーカーに関して支払われた料料はただの13ポンド6シリング8ペンスであった。もちろん明らかに、マナー毎に揃っているとは考えにくいのだが。

61 第4章参照。

62 寡婦への「通常の」供与についての議論は第4章参照。

63 22のうちの15。

64 118頁参照。

65 106頁参照。

66 128-31頁参照。

67 122頁参照。

68 第2章参照。

69 第2章参照。

70 Goubert, 'The French Peasantry of the Seventeenth Century', pp.141-65.

71 *Ibid.* pp.161-2.

72 *Ibid.* p.163.

73 *Ibid.*

74 H. Sicher van Bath, *The Agrarian History of Western Europe A.D.500-1850* (1959; Engl tr.London 1963), pp.206-12, 特に pp.208-10.

75 E. J. ホブズボウムによる巻頭論文 *Crisis in Europe 1560-1660*, ed. T. Aston, pp.5-58. を1954年にホブズボウム氏が書いたとき、彼は1965年の「あとがき」に書いたように、歴史上の論議の始まりに向けて、早い段階での統合を試みた。しかし彼がおこなった英国の農業の状況に関する発言は、幾分単純化されているように思われるし、社会の現実から離れている。彼が示唆して言うのは「価格上昇、土地所有権における激変、農業生産への需要の成長は、それまでに起こっていたよりも、大規模にジェントルマンおよび富農タイプの農民による資本主義的農業経営の出現を十分もたらしていたようである。」彼はこのことについての証拠を何も見出しなかった。彼は、トマス・ディラモア、ジョン・フランシスおよびスネイルウエルのマーティン・ウォレン、あるいはオーウェル教区のバトラー家のような「富農」(p.24)をおそらく代表するような者の例によって元気づけられたかもしれない。同様に、すべての小農を「悲惨」(p.34)とみなすことも不可能である。サー・マイルズ・サンディス(サンズ)(第5章参照)が彼の農民達をそのようにみたということはない。少なくとも英国では、どの地域のどのような詳細な研究でも、こうした型の一般化

を修正するように導くようだ。

この文は、英語の文法と文意を正確に反映するよう、以下のように修正された。元の文は、主語と動詞の一致が不明確であり、文意も不明瞭であった。修正後の文は、主語と動詞の一致が明確になり、文意も正確に反映されている。

修正後の文:

この文は、英語の文法と文意を正確に反映するよう、以下のように修正された。

元の文:

The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. This is essential for ensuring the integrity of the financial system and for providing a clear audit trail. The second part of the document describes the various methods used to collect and analyze data from different sources. This information is used to identify trends and patterns in the data, which can be used to make informed decisions about the future of the organization. The third part of the document outlines the steps that should be taken to improve the efficiency of the data collection process. This includes identifying the most effective methods for collecting data, ensuring that the data is accurate and up-to-date, and using the data to make informed decisions about the future of the organization.

修正後の文:

The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. This is essential for ensuring the integrity of the financial system and for providing a clear audit trail. The second part of the document describes the various methods used to collect and analyze data from different sources. This information is used to identify trends and patterns in the data, which can be used to make informed decisions about the future of the organization. The third part of the document outlines the steps that should be taken to improve the efficiency of the data collection process. This includes identifying the most effective methods for collecting data, ensuring that the data is accurate and up-to-date, and using the data to make informed decisions about the future of the organization.